管理型品目

平成30年度 旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表

(平成30年4月1日から適用) (消費税含む)

種 類 受入具体例 受入できないもの (10kg毎に) 205円 含水率30%未満。 工場廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状物 ベントナイト汚泥、シールド汚泥、生コン製造汚泥、汚泥を乾燥 処理した物、サンドブラスト 汚 泥 含水率50%未滞。 255円 310円 含水率50%~85%。 木くず 新築、改築又は除去に伴って生じた木くず。おがくず、廃チップ、型枠、足場材等、 50円 CCA廃材(ヒ素化合物を含む防腐剤を 循環税非課税 注入した木材)コールタール電柱。 (破砕リサイクル処 内装・建具等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等 新築、改築又は除去に伴って生じる紙くず。 障子紙、壁紙くず、建設資材梱包 紙くず その他、有害物質が付着したもの。 255円 (汚物、グリース等) 新築、改築又は除去に伴って生じる天然繊維くず。廃ウエス、縄、ロープ、じゅうた 繊維くず ん本畳 その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、オイル等) 255円 畳 スタイロ畳(繊維と発泡ウレタン等との複合物) 廃石膏ボード 新築、改築又は除去に伴って生じた石膏ボード等 360円 窯業系サイディング セメントや木質系素材を混入して製造される人工の外壁材。 360円 小さな袋、容器に入っているもの。 が 分を多く含むなど、発酵に適さないも 動植物性残さ 食品製造業から生じる動物又は植物にかかる固形状の不要物。魚、内臓などの 255円 あら、ボイルかす、野菜くず、醸造かす、発酵かす等 (発酵処理) 循環税非課税 **ກ**ຸ 燃え殻 焼却残さ、石炭がら、廃活性炭 255円 ばいじん ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの等 255円 石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は溶融処理したことにより生じたいもの、 鉱さい 255円 鋳物廃砂等 アスファルト防水材・アスファルトルーフィング、ワックス、ろう、パラフィン等の固形 255円 液状のもの。 (タールピッチ類に限 化した油類、ルーフィング紙等 家電リサイクル法の対象となる家電製品、鉛電池(バッテリー、バックアップ用電池) 廃電機製品類 パソコン周辺機器・パチンコ機・パチスロ機・ストーブ・ボイラー等 2,055円 廃家具類 応接セット(ソファ)・スプリング入りマット等 (A) ビニールクロス(ビニールと紙の複合物) 410円 その他、有害物質が付着したもの。 - 汚物 •有機物.食品 金属サイディング(金属と紙などとの複合物)、プリント配線盤、化学繊維混 液体塗料 ・オイル及び油 (B) 紡繊維製品、音響吸収材(ロックウール含む)、土壁、木もう板、セルロース 選別不能物 515円 PCB(トランス、コンデンサー他)・中空物 ファイバー等、火災ゴミ 電池及びバッテリー ・フロンガス製品 概ね15cm以上の廃プラスチック類が含まれている混合物。 ライター等(発熱・発火物) 水銀等有害物質 (C) 廃石膏ボードと他の廃棄物と混合したもの。 615円 不固化コーキング剤及び容器 特別産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト) 1,545円 選別手数料 処理単価に加算 50円 前処理手数料 処理単価に加算 50円 その他受入不可物 展開検査時に受け入れられないものと判断したもの。

管理型品目の注意事項

種類		受 入 基 準 等	
汚 泥		※分析表の提出:(26種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを受入します。	
木 くず (破砕リサイクル処 理)	ļ	※釘で10cm程度は付いたままでかまいません。 ※釘以外の金属と木の複合物は選別不能物となります。 ※抜根、伐採木など大きな物は選別.前処理手数料(50円/10kg)を加算します。 ※破砕が可能なものでリサイクルが可能なもの。 木くずの埋立処理は選別不能物と成ります。 ※破砕処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。	
紙くず		※建設業・製造業に係るものに限ります。	
繊維くず		※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物の単価となります。	
置		※処理上、単体での受入。 ※スタイロ畳と本畳との混合可	
廃石膏ボード		※廃石膏ボードの分類は陶磁器くずと紙くずの複合物。 ※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物の単価となります。	
窯業系サイディング	ブ	※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物の単価となります。	
動植物性残さ (発酵処理)		※動植物性残さは、発酵処理をします。ビニールなど、異物が混入しないようご注意下さい。 ※形状、大きさが10cm以下のもの。 ※処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。	
燃え殻		※分析表の提出:(9種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満 たしているものを受入します。	
ばいじん		※分析表の提出:(9種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを受入します。飛散防止のため、梱包 をお願いします。	
鉱さい		※分析表の提出:(7種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満 たたしているものを受入します。	
廃 油 (タールピッチ類に限 る)		※油分が5%未満のタールピッチ類に限ります。	
廃電機製品類		※個数に関係なく、10kg毎の計量になります。	
廃家具類		※契約書は、その材質ごとに記載してください。	
選別不能物	(A)	※受入可能なもので、分離、選別が不可能なもの。 ※契約書は、その材質ごとに記載してください。	
	(B)	※選別不能物(A)、(C)以外の受入可能なもので、分離、選別が不可能なもの。 ※汚泥、燃え殻、ぱいじん、鉱さい、との混合物は成分分析表の提出が必要です。 ※火災ゴミは搬入前に事前連絡をしていただき、搬入日時を指定させていただきます。 ※発泡スチロール、ウレタン類が混合の場合は、発泡スチロール、ウレタン類の単価(2,570円/10kg)となります。 ※契約書は、その材質ごとに記載してください。	
	(C)	※契約書は、その材質ごとに記載してください。	
特別産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)		※法に基づき飛散しないよう固形化したものかプラスチックシート(厚さ0.15mm以上)で二重に梱包して搬入してください。処理上、単体での受入となります。 ※搬入前日までに、廃棄物データーシートの提出をお願いします。搬入日時を指定します。	